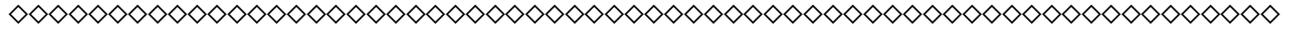


- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

農政部長 氏名 高田 進 外線 (TEL) 20-9713



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

太田市新田赤堀町地内の市道において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和2年4月16日	98,452円 (164,087円)	6割	令和2年1月27日、太田市新田赤堀町329番地1付近の市道において、職員の運転する公用車が徐行して右前方の駐車場に入ろうとした際、当該公用車の右フロントバンパーが右後方から追越しをしてきた相手方が運転する乗用車の左側面と接触したことにより、当該公用車及び当該乗用車が損傷したものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 損害保険ジャパン興亜株式会社 一般自動車保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和2年5月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 農政部 農村整備課 施設管理係 外線 20-9713

- 内容 【 1.協議事項 】
 ○公開 【 1.可 】
 ○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 石澤 光之 (TEL) 33-0200

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の緊急走行中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の緊急走行中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和2年3月23日 (東部消防署 九合分署)	1,632,103円 (1,632,103円) ※	10割 ※	令和元年11月2日発生。太田市矢田堀町地内で救急車が緊急走行中、停車中の乗用車を追い越そうと対向車線に出たところ、対向車線を走行中の2トントラックの右側サイドミラーと救急車の右側サイドミラーが接触すると同時に、救急車の左側面が停車中の乗用車の右側後方に接触したことにより、当該乗用車が損傷し、相手方に損害を与えたものである。
2	令和2年3月23日 (東部消防署 九合分署)	0円 (1円)	2割	上記の事故により、救急車の右側サイドミラーと当該2トントラックの右側サイドミラーが損傷し、相手方に損害を与えたものであるが、相手方が損害賠償請求権を放棄したものである。
3	令和2年4月16日 (消防総務課)	146,013円 (146,013円)	10割	令和2年2月1日発生。伊勢崎市東小保方町地内において消防団員（第15分団・藪塚西部）の運転する緊急走行中の消防車が交差点を左折した際、消防車の右側面と停車中の当該軽自動車の右後部が接触、これを損傷させたことにより、相手方に損害を与えたものである。

※ 乗用車の損害額を1,632,103円とし、市は、1,632,103円を支払うが、市と2トントラック（以下「トラック」という。）が共同の不法行為により乗用車に損害を与えた事故であることから、市とトラックとの責任割合（市2割：トラック8割）に従って、市は、トラックの負担部分8割（1,305,682円）についてトラックへ求償する。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを確認しました。

3 損害賠償の支払い

表中1・2は、公益社団法人全国市有物件災害共済会にて対応しました。

表中3は、一般財団法人全国自治協会自動車損害共済にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和2年5月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 消防本部 東部消防署 九合分署 46-9119 ダイヤル
消防本部 消防総務課 消防団係 33-0201 ダイヤル

延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例の創設に伴う規定（附則第24条）の新設について

- ・ 既存の徴収猶予の申請書等の訂正等の期限を条例で20日と定めていますが、今回の特例に係る申請書等の訂正等の期限についても同様とする規定を新設するものです。

3 施行期日 公布の日

4 その他

令和2年5月臨時会に議案を提出します。

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係 内線2391 ダイヤルイン 47-1931
収納課 管理係 内線2378 ダイヤルイン 47-1936

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 1.庁議後】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 2200



【 表 題 】

令和2年度「県選出等国会議員への要望」について

【 目 的 】

群馬県市長会が毎年6月に本県選出等の国会議員へ提出する「要望事項」について、本市からの要望を報告するものです。

【 概 要 】

1 太田市の要望

- (1) 要望件数 3件
- (2) 要望事項

令和2年度「県選出等国会議員への要望」

項目番号	所管部課名		項目名	要望概要
1	産業環境部	商業観光課 工業振興課	新型コロナウイルス感染症に係る中小企業及び小規模事業者等への支援策の強化について	中小企業、小規模事業者等への資金繰り支援の強化や迅速な実施、財政支援の強化、経営環境の整備支援、地域経済の活性化や経済対策を実施することを要望する。
2	農政部	農村整備課	排水機場自動運転化の構築について	排水機場は施設の経年劣化が著しく、運転管理も高齢化や担い手不足により確保が困難となっている。災害から住民を守るため、自動制御による無人化運転設備への改修及び経年劣化に伴う改修のための補助制度の拡充を要望する。
3	都市政策部	下水道課	汚水処理事業の広域化・共同化に向けた補助について	汚水処理施設の10年既成について、老朽化が進んだ施設を公共下水道に接続する場合には、新設管渠整備等に係る事業へ引き続き補助を実施することを要望する。

2 今後の予定

令和2年6月3日（水）に開催予定であった「本県選出等の国会議員との朝食会」は中止となったため、後日市長会から国会議員へ要望を提出予定。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2295 47-1892 (ダイヤル)

- 内容 【 2. 連絡事項 】
 ○公開 【 1. 可 】
 ○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 栗原 直樹 内線2200

【 表 題 】

令和3年4月1日付採用に係る職員採用試験の実施について

【 目 的 】

長期的な採用計画を踏まえつつ、本年度において見込まれる退職者数、行政需要への対応及び専門技術職の充実などを総合的に勘案し、有為な人材を確保するため、太田市職員採用規則等に基づき実施するものです。

【 概 要 】

1 採用予定の職種及び人員

職 種	区 分	人 数
行政職	一般事務(大学)	26人程度
	建築事務(大学)	2人程度
	土木事務(大学)	2人程度
	保健事務	2人程度
	一般事務(短大・高校)	1人程度
	一般事務(障がい者)	若干名
消防職	消防吏員(大学・短大・高校)	12人程度

2 試験実施日程等

区 分	第1次試験	第2次試験	第3次試験	第4次試験	合格発表
一般、建築、土木及び保健事務(大学)	6月28日(日)	7月23日(木)	8月下旬	9月下旬	10月上旬
一般事務(障がい者)	7月12日(日)	8月上旬	9月下旬	—	10月上旬
一般事務(短大・高校)	9月20日(日)	10月中旬	11月中旬	—	11月下旬
消防吏員(大学・短大・高校)					

※一般事務(障がい者)については、応募状況等により追加で試験を実施する場合があります。

3 周知方法

5月20日号の広報おた及びホームページにて周知する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線2231 47-1810ダイヤル

